



イギリス植民地帝国における社会科学の誕生（特集2 国際シンポジウム報告：ジルダ・サルモン氏を迎えて）

サルモン, ジルダ
白鳥, 義彦

(Citation)

社会学雑誌, 40:172-182

(Issue Date)

2023-12-25

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100486329>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100486329>



特集2 国際シンポジウム報告 ― ジルダ・サルモン氏を迎えて

イギリス植民地帝国における社会科学の誕生

ジルダ・サルモン

国立科学研究センター、社会科学高等研究院

(訳 白鳥義彦)

このラウンドテーブルで、私が現在取り組んでいるプロジェクトについてお話しする機会を与えていただき、感謝申し上げます。昨日お話しさせていただいた私の最初の研究は、比較研究の歴史のなかに構造主義を組み入れるという見地からの、二〇世紀におけるフランスの人類学と社会学の歴史に関するものでした。私が現在取り組んでいるプロジェクトは、比較科学としての社会科学のこの歴史を長期

の期間において、すなわち一八世紀末から出発して、行おうとするものです。言語学において、法学において、比較神話学において、次いで人類学および社会学において、比較の知の従来にない形態が誕生したのは、まさにこの時期においてなのです。これらの新しい学問は、一九世紀を比較研究の偉大な世紀としました。私の研究対象のこの年代的な移行は、私の社会科学史研究にさらに強く政治的次元

を組み入りたいと私が望む限りにおいて、方法的な移行と軌を一にしています。非ヨーロッパ社会に関する比較の知の生産は、確かに、ヨーロッパの植民地拡大と相伴っています。そして、その理由は後ほど述べますが、この比較の知の生産は、アジアにおける大英帝国の建設ととりわけ密接な関係を有していると私は考えています。

私のプロジェクトはしたがって、社会科学の誕生を、植民地帝国の政治形態を出発点として、そしてとりわけイギリス領インドの事例を出発点として、生き生きと叙述することにあります。一般的な原則として同質性の形態へと向かう傾向のある国家とは異なり、帝国は、その内部で、社会的、文化的、法的、言語的な多様性を管理するという問題が最も深刻な仕方で生じる政治形態です。まず、このプロジェクトが、私が所属する研究室である「反省性に関す

る学際研究室」の共同プロジェクトとどのように結びついているのかを明らかにすることから始めたいと思います。

『ある哲学から別の哲学へ』〔訳注：Bruno Karsenti, *D'une philosophie à l'autre : les sciences sociales et la politique des modernes*, Gallimard, 2013〕の序論でブリュノ・カルサンティが示したように、私たちの研究室のプロジェクトは、社会科学を、近代社会が過去二世紀を通じて影響を受けてきた変容を理解するために身につけなければならなかった特異な政治的反省性の形態として扱う、ということにあります。言い換えると、社会科学は、フランス革命という政治的衝撃と、産業革命という経済的衝撃の、二つの大激動によって例証される近代化の動力学を理解するために生まれたのです。

私の研究の指針となる命題は、近代社会の歴史的軌跡に関する内的反省だけでは、社会科学の誕生を説明するのに十分ではないということです。とりわけ、生来的に比較の学問であるという、社会科学の中心的な側面を説明するのには十分ではありません。社会科学は、ヨーロッパ社会の自己分析の試みだけだったわけではありません。自ら自身の変容を理解するために、ヨーロッパ人たちは、他の大陸で観察することのできた他の社会との違いの本質を常に問うてきました。したがって、私の考えでは、比較というものは、孤立した叙述に場合によっては事後的に付加され得る、社

会科学のオプション的な特色ではありません。それは、マックス・ミュラー、エミール・デュルケーム、マックス・ヴェーバーから、クロード・レヴィ・ストロース、ピエール・ブルデューあるいはフリップ・デスコラに至るまで、社会科学のすべての偉大な理論的パラダイムの本質をなしてきたのです。この比較の次元を説明するためには、ブリュノ・カルサンティによって素描されたパノラマに、政治の近代性に特徴的な第三の社会＝政治的な大きな変容、すなわち、ヨーロッパ人が自らの社会とは非常に異なる社会を統治する立場にあることに気づいた植民地帝国の形成を導入することが必要です。したがって私は、この相違の本性について、まずは実践的な反省を、そして次第に科学的な反省を發展させるようにと彼らに迫ったのは、まさに植民地の状況であったという仮説を提起します。

私の考えでは、規範を外在的に扱う——すなわち、規範をもののように扱うという、デュルケームがこの原則に与えた意味において——という命題にしたがう学問の出現を、自然科学の方法を人間の現象に単に拡張することによって説明できると信じるのはおそらく間違っています。規範システムを外部から、あたかも社会の産物や反映として分析し、そして次に他との比較を予測し得るとする、客観化の作用は、科学的精神の遅れた征服ということに還元され得るものではありません。社会科学の出現を説明する

ために、一七世紀のガリレオ革命によって目覚めた科学的
精神が、ヨーロッパ社会が従属してきた諸規則の神聖視を
やめるようにすることについてヨーロッパ社会が抱えてき
た迷信的なためらいを、一九世紀を通じて、乗り越えさせ
たのだということが時に言われます。私は、社会科学の本
質をなす規範の客観化の作用は、実際には、まさしく特定
の歴史および政治的な可能性の条件を有していると考え
ます。この作用は、それまで未知の法形態によって経営す
るという課題に直面した帝国の創設と不可分なのです。し
たがつてそれは、ヨーロッパ人がそれまで自然なものある
いは超越的なものとしてきた彼ら自身の規範に対して、社
会的事実としてそれらを客観化することを可能にした、漸
次的な離脱、ということではありません。それは、植民地化
を通じて、その作動の規則も価値体系も彼らには馴染みの
ない社会について行った、前例のない掌握であり、それが
社会科学の成立に不可欠な距離化を可能にしたのです。

したがって私は、他者性への政治的な対峙が社会科学の
可能性の条件であったというところから出発します。この
観点を擁護するために、私は、私の知る限りこれまで決し
て社会科学の歴史の原則とされてこなかった事実を拠りど
ころとします。それは、社会科学の成立のそれぞれの重要
な段階の背後には、大英帝国の行政官がインドから引き出
した知識が、ヨーロッパの知識界に移入されているという

ことです。

その例は、近代の比較の科学の形成の創設局面と見なし
得る、ウィリアム・ジョーンズによるインド＝ヨーロッパ
語族の発見をもって、一八世紀末からすでに見出されます。
言語学は実際、一九世紀および二〇世紀を通じて、少なく
とも構造主義の出現までは、「モデル科学」の役割を果た
してきました。言語学は他の学問に対して、これまでにな
い比較の方法、概念、様式を提供しました。ところで、ア
ジアを対象としたヨーロッパ初の学会であるカルカッタの
「アジア協会」の創設者であるウィリアム・ジョーンズは、
イギリス王国がカルカッタに設置した高等裁判所の判事と
してベンガルに赴任しました。そして彼がサンスクリット
語を学んだのは、植民地の法廷でヒンズー法を適用可能と
できるように、ヒンズー法を成文化する目的のためだった
のです。したがって、帝国の政治問題と、ジョーンズによっ
てなされた学問的な快挙との間には、非常に緊密な関係が
あったのです。この点について私が擁護する仮説は、ジョー
ンズがインド人学者からインド文法を学んでいたからこ
そ、彼はインド＝ヨーロッパ語族を同定することができた
というものです。言い換えると、ヨーロッパとインドの文
法の伝統の交配こそが、比較文法——それ自体が、ヨーロッ
パ人が自らの固有の言語を分析する仕方において革命的で
あった学問——の形成を可能にしたのです。

植民地行政官の仲介によってヨーロッパの知識界に移入されたインドの貢献は、一九世紀の後半においてもまた同様に重要でした。フランスとドイツの二つの偉大な社会学の伝統は、自らを作り上げるために、ヘンリー・サムナー・メインのもとに社会学的進化主義の原則を求める必要がありました。身分モデルの社会から契約モデルの社会への漸次的な移行という彼の仮説は、実際のところ、テンニースにおけるゲマインシャフトとゲゼルシャフトとの区分にとっても、またデュルケームにおける機械的連帯と有機的連帯という二つの原則の区別にとっても、その双方において決定的でした。ところで、ヘンリー・サムナー・メインは、あと一步でイギリス人をインドから追い出すところであった一八五七年から五八年のセポイの反乱後の、イギリス領インドの法的再編成を担った法学者でした。彼は一八六〇年代に一〇年間、インド高等評議会のメンバーとしてカルカッタに住みました。私はしたがって、メインの著作が、ヨーロッパの科学の場に、大英帝国の司法および財政の機構の内部で一世紀近くになたつて蓄積されてきた実践的な知識をもたらしただけを示したいと思いません。集団的所有の形態について植民地当局によって行われた調査は、ほとんど知られていなかったとはいえ、社会学的進化主義の形成における決定的な源泉でした。一九世紀末に個人所有の権利を剥奪するための拠りどころとしての

役割を果たした、有名な「村落共同体」は、最初イギリスの植民地行政が、土地を個人から個人へ自由に譲渡できる財産としたいという自らの意向に対する現実の障害として遭遇したものです。黎明期の社会科学は、帝国のこの知識によって育まれました。また逆に、比較法学や法人類学は、アジアの帝国の経営に不可欠な、政府のための真の科学とすぐになりました。これらの学問、そして何よりメインの著作は、一八七〇年代からすでに、インドの行政官の集合体である、文官に採用されるための競争試験の科目に指定されていきました。

ウィリアム・ジョーンズとヘンリー・サムナー・メインという二人の人物は、したがって、植民地の状況によって引き起こされた反省性の形態を明らかにすることが焦点となるこのプロジェクトの境界を定める役割を果たします。私が提起する問題は、インドを経営する数百人のイギリス行政官が、数千万人の人口を抱え、その作動を理解していない国を統治するために、いかなる知識を必要としたのか、というものです。一八世紀の終わりに、植民地行政は、ヒンズー教とイスラム教の学術書のみを用いて現地の規範を定義しようと努める、文献学および法学の知識の総体を発展させることから始めました。私の目的は、テキストを中心としたこうした東洋学的知識から、こちらは社会的慣行や所有形態などについての調査を命じる、その出現

を一九世紀の最後の三分の一に定めることが可能な、本来の意味での社会科学への移行を、描き直すことにあります。しかしながら私は、これら二つの境界の間で、イギリスの政治哲学、政治経済学、社会科学におけるほとんどすべての著名人が、帝国の行政に非常に近くから関わっていたということを指摘します。いくつかの例を挙げるならば、エドモンド・バークは、一八世紀末に、植民地行政の機能不全に関する議会調査委員会を主導しました。そして彼は、初代インド総督ウオーレン・ヘースティングズに対する、大きな反響を呼んだ訴訟を起こしました。ジェームズ・ミルとジョン・スチュアート・ミルの父子は、二人とも、東インド会社のロンドンの司令部であるインド・ハウスにつとめていました。彼らはそこで、植民地行政から送られた報告を分析し、そして逆にこれら同じ行政官に向けた指示を作成することを担当していました。彼らの仲介によって、彼らがその弟子であったジュレミー・ベンサム、またより一般的に功利主義は、帝国政府に、そしてとりわけ植民地法の法典編纂に、決定的な影響を及ぼしました。トーマス・マルサスは、長年にわたって、東インド会社がインドに赴任する前の管理職層を育成するために創設したカレッジで政治経済学の教授をつとめていました。彼はそこで、当時新興の学問であった政治経済学を行政官のある世代の全体に教え、そして彼らはその後この政治経済学を帝国の統

治に応用しようとしたのです。

知識人についてのこの印象的なリストは、東インド会社の行政が、社会科学の誕生における権力と知識との結びつきについての分析を刷新するための特権的な観察フィールドを構成していることを示すのに十分です。私はこのフィールドに、その役に立つようにとこれらの知識が練り上げられた帝国主義的プロジェクトを無視することのないように、しかしだからといってそれらに固有の科学的価値を無視することによってそれらをイデオロギーに還元してしまうこともないように、という二重の要求をもって取り組んでいます。エドワード・サイードとは違って、私はオリエンタリズムの知識がヨーロッパの優越性という尊大な主張に還元されるとは思いません。反対に、植民地化された社会の研究が知識の新しい形態を生み出し、それが逆にヨーロッパ社会自身が自らを理解する仕方に著しい影響を及ぼしたと考えます。

ここで私は、なぜ私のプロジェクトが他の植民地状況ではなく、イギリス領インドに焦点を当ててののかを説明したいと思います。一八世紀後半における東インド会社によるベンガル征服によって、はじめ、ヨーロッパ人が非ヨーロッパ社会を社会として統治する立場になりました。当時、ヨーロッパの植民地帝国はすでに長い間存在していました。しかしそれは、一六世紀以降のアジアの例のよう

に、植民地商館という限定的な形態によってか、あるいは北米のように、入植による植民地という形態によってかの存在でした。スペイン領アメリカは部分的にこの区分の例外をなしていますが、しかし戦争と微生物ショックとの複合的な影響によってアメリカのインディオの人口の九五%近くが急速に大量死したことを思い出さなければなりません。その結果、スペイン人は、自分たちが破壊することから始めた社会の残滓を統治するだけだったのです。アステカとマヤの大帝国の崩壊は、とりわけ、ほとんど即座のものでした。インドの場合は、反対に、人口のおよび微生物的なバランスは同様ではありませんでした。イギリス人は、インドにおけるその統治期間を通じて、微小な少数派のままであり続けました。そして熱帯病による死亡率は長い間とても高いままにとどまり続けました。アメリカで起こったこととは異なって、インド社会は、確かに植民地の制圧によって明白に苦しんだとはいえ、経済的にも人口的にも崩壊することはありませんでした。したがって私は、イギリス領インドは、他の植民地の状況とは全く異なる反省性の形態を引き起こしたと考えます。というのは、イギリス人はそこではじめて、他のものとして、他の社会を統治する、すなわち植民地本国の社会とは異なるものとしてその社会を治めるという挑戦に直面したからです。

入植による植民地は、重要な社会学的反省性を引き起こ

すことは決してありませんでした。なぜならばそれは土地の占有に基づいており、したがって、傾向として、その土地を所有していた集団の追放に基づいているからです。それはとりわけ北アメリカで起こったことであり、ここではヨーロッパ人の入植者たちがアメリカインディアンから彼らの土地を、彼らがそれを有効に活用していないという口実で徐々に奪ったのです。入植による植民地化は同時に、ヨーロッパとは異なる気候のなかでこれらの土地をどのようにに活用するかを理解するために、環境に対する強い反省性を生み出しました。しかしそれは、現地の社会に対する社会学的あるいは人類学的な反省性をほとんどあるいは全く引き起こしませんでした。反対に、最初から入植によらない植民地として構想されたイギリス領インドは、社会的規範の総体性に関する前例のない反省性を生み出しました。この反省性は、当初は法的なものでしたが、一九世紀を通じて社会人類学的なものとなりました。

一八世紀末に、イギリスの植民地主義の最初の局面を支配した計画は、インド人を彼ら自身の法にしたがって、すなわちすでに構築されている権威の形態を拠りどころとして、統治するというものでした。イギリス人たちは実際、イギリス法を理解せずまたそれを望まない人々にイギリス法を強要するには、自分たちは人数があまりに少なすぎるということをすぐに理解しました。イギリスの法廷が現地

の法にしたがって裁判を行う任を負った時から、インドのこれらの法を定義できる知識を有することが不可欠となりました。イギリス人たちは実際、インド人の法律家に「彼らの」法の管理の責務を任せることを拒否しました。彼らは、帝国の臣民が「彼らのもの」と見なされている規範にしつかりとしたがっているかどうかを確認できるコントロールの手段を確立することを望みました。これが、東洋学の知識の出生証書なのであり、私が記述しようと試みる社会科学の系譜の最初の段階をなすのです。植民地の行政が、法律の成文化の作業の基礎としたヒンズーおよびイスラムの学術書と、社会的実践の現実との間に存在するギャップに気づいたのは、ずっと後の一九世紀を通じてのことには過ぎません。社会的実践の現実には明らかに、定義するのはよりいっそう困難でした。というのもそれは、インド亜大陸のなかで、地域的ならびに社会職業的な大きな変異性を帯びていたからです。

インドが入植によらない植民地として構想されたと私が述べる時、それはイギリス政府の意図的な政策であったということが理解されなければなりません。イギリス政府は、ヨーロッパ人が首都以外で土地を購入することをただちに禁止したのです。イギリス人は、一七七〇年代および一七八〇年代に独立を勝ち取った、アメリカの一三の植民地の喪失によってトラウマを受けていたと言わなければな

りません。同時に、イギリス政府のエリートたちは、もしインドにヨーロッパ人の入植植民地を作ることを許すならば、植民者たちは必然的に植民地本国からの急速な解放を求めるだろうと考えました。このエリートたちはしたがって、イギリスの存在を統治と税の徴収との純粹な機構に縮小することによって、インド社会をできるだけかき乱さないようにするという逆説的な計画を構想しました。インドにいるほとんどすべてのイギリス人がそれゆえに、東インド会社につとめていたのです。実際、ほとんど一世紀にわたって私企業によって統治されていたということは、イギリス領インドの特殊性の一つです。そしてこの私企業はその商業機能を次第に失って、帝国の統治機関となっていきました。東インド会社はこうして、ヨーロッパ人の存在を非常に厳格に制限し、とりわけ、彼らが地元の人々を不当に扱うことによって問題を引き起こすのではないかと懸念した内陸部においてはそうでした。そして植民地行政官であるその社員たち自身もまた、インドに定住することは許されていませんでした。彼らは全員、任期を終えると本国に戻ったのです。

社会内部の調整の必要についての反省的な機関という、政府についてのデュルケーム的な考えから出発するならば、病理的な状況に直面していることがすぐさま理解できます。イギリス領インドの政府は実際、統治する臣民の慣

習も、理想も、期待も、共有してはいませんでした。植民地行政官は、彼らが治める人々から切り離されて生きていました。同時に、通常は統治者と被統治者との間のコミュニケーションにおいて本質的な役割を果たす非公式なコミュニケーションのほとんどすべての経路は、ほぼ完全にふさがってしまっていました。インド政府には、その臣民の法、習俗、宗教に精通するところは全くありませんでした。しかし政治的な面におけるこの病理的な状況は、認識論的な観点からすると例外的な意義を示しています。規範的な側面におけるこの当惑の経験は、実際には、植民地行政の側に前例のない科学的な活動主義を生み出しました。植民地行政は、馴染みのない規範を把握するために、学術的な研究の計画に頼らざるを得ませんでした。こうした研究の第一の目的は、反乱の潜在的可能性が常に懸念されていた多数の臣民に対して植民地行政が推進した政治の受容度を測ることでした。

ここまで私が皆さんにお話ししてきたプロジェクトは長期にわたる研究計画であり、おそらくこれから一〇年は取り組みことになるだろうものです。この大枠のなかで、私は、一七五〇年代から一八二〇年代の間のイギリスのオリエンタリズムについての最初の著書を書き終えようとしているところです。この本の目的は、カルカッタの高等裁判所の活動についてウィリアム・ジョーンズの同僚が書き

残した手書きのメモのなかに私が見つけた一場面によって要約することができます。手短に要約してみましよう。一七八六年に、あるヒンズー教徒が書き残した遺言書の有効性をめぐる極めて平凡な事案において、裁判所は、司法官を務めていた二人のパラモンに対して、ヒンズー法が規定しているところについて尋ねました。イギリスの裁判所は実際、現地の法律を何も知らないイギリス人の裁判官に対していかなる規則を適用すべきかを述べるために、イスラム教徒とヒンズー教徒の法律家を雇っていました。ところで私が興味を持った場面では、二人の専門家は異なる意見を表明しています。この不一致に決着をつける手段を何も持たない裁判所には、ウィリアム・ジョーンズが戻ってくることを待つ以外の方策はありませんでした。二年前にインドにやって来た彼は当時、ヒンズー法の条文を原文で読むことのできる唯一のヨーロッパ人でした。そして、比類のない大きな権威を備えている非常に古い法であるマヌの法典の権威を引き合いに出して、二人のパラモンの意見に裁決を下したのは彼だったのです。その有効性に疑問が向けられていた遺言書を承認する決定を裁判所が下したのは、この根拠に基づいてのことでした。

この場面は魅力的です。なぜならば、法律の歴史においてはじめて、ある社会の法的規範が何であるのかを外部の位置から述べようという試みに立ち会っているからです。

ジョーンズは、ヒンズー法学の専門家よりも、彼らの伝統において有効であるのはいかなる法であるかということにより良く知っているという、前代未聞の主張をしているのです。これは厳密な意味での「社会科学」について語っていることにはならないかもしれませんが、ここで行われているのが見出されるのは、テキストを通じてインドの法律家の仕事を外部から統制しようとする、「規範性についての科学」の新機軸の形態なのです。そして知識のこの新たな形態は、監督という、その特殊性を私が定義しようとする、権力の新たな行使の様式と結びついています。こうして、植民地行政官たちは、インド人の司法官が適用する任務を負うであろう法律全体を課することを主張しようとはしませんでした。それどころか、彼らは、現地の法律の専門家のみがその内的知識を有している、既存の法律にならおうとしたのです。しかし彼らは、彼らが雇うインド人の法律家たちの汚職を疑って、この法律を公正に運用する責任は自らにあると考えました。イギリス人の東洋学者の考えはしたがって、いかに逆説的であるように見えようとも、インド人を彼らの法律にしたがって、ただし彼ら自身が行い得るよりもより良く、統治するということでした。

この著書の三つの部は、この場面の可能性の条件を説明する試みとして理解することができます。まず、東インド会社によるベンガルの征服がこのような法廷を生み出した

というのは、どのようになされたのでしょうか？ 本書の第一部は、利益にしか関心がなく、また当初はインドに関する知識を蓄積することも、国を統治することさえも望まず、征服した土地から富を最大限引き出すことのみを望んでいた、株式会社の制度による資本主義の会社である東インド会社が、インド社会を支配する規範についての研究の計画を始めることをいかに徐々に強いられるようになったかを明らかにすることから成ります。一言で言うならば、ベンガルの征服に続く二〇年の間にイギリス人が行った略奪は、それまで繁栄していたある地方を完全に廃墟と化する結果となりました。この破滅的な経営は、イギリス領インドを失うことを恐れた議会の介入を招き、東インド会社の根本からの改革を求めたのです。イギリス人が自らの帝国を統治する仕方について熟考し始めなければならなくなつたのは、この機能不全を改善するためでした。これを行うために、彼らは一八世紀の政治哲学を利用し、そこから二つの原理を引き出しました。第一の原理は、モンテスキューから引き出されたもので、インドを統治する最も確実に最も安上がりな方法は、インドの法律によって統治することだということ確信に対応するものでした。植民地の行政官によって支持された第二の原理は、ある国の繁栄は何よりもまず私有財産の安全に依存し、それは公平な法廷によって保障されなければならないという考えです。彼らの

見解では、それこそが、東洋の専制に本質的に存する汚職のために、インドには存在していないものでした。彼らにはしたがって法律こそが、東インド会社がベンガルから徴収する税金の額を増やすことに何よりもまず向けられた、植民地の持続的な開発の体制の確立の要であると見なされたのです。本書の第一部はしたがって、植民地帝国の統治の機能不全を改善するための実践的な道具として政治哲学が動員されたことを追うことになります。

本書の第二部では、インドの法律についての研究と法典編纂との過程に焦点が当てられます。インドが自らの法律によって統治されるべきであるということがいったん認められても、そうした法律がどこに求められるべきかという知識は全く明らかではありませんでした。ところで、イギリス人によって実施された措置の最も驚くべき特徴は、慣例から目をそらして、もっぱら学問的なテキストにのみ焦点を当てていたことにあります。言い換えると、彼らにとっては、規範は実践のなかにというよりもむしろテキストのなかに見出されるのです。実践を調査する理由はありませんでした。なぜならば、東洋の専制についての彼らの理論によって、インドの法廷で現に行われている実践は腐敗していると彼らは考えたからです。植民地行政官の目的はしたがって、実践を介さずにテキストを参照することによって、純粋な状態の規範に直接到達するということにありま

した。これが、インドの法律に関する調査において、文献学が中心的な学問分野として認められた理由です。私の著書の第二部はこうして、イスラム教およびヒンズー教の学問的なテキストを出発点としてインドの法律の法典編纂がなされた複雑な過程と、「アングロ・ヒンズー」法律学の漸次的な構築とを描写しています。これらの諸章の中心的な論点の一つは、ヨーロッパ人の文献学者とインドの知識人との間に結ばれた、協力と支配との両面からなされた複雑な相互作用をあとづけることにあります。

最後に、私の著書の第三部では、イギリスの植民地法廷の内部におけるヒンズー法およびイスラム法の管理によって持ち上がった、宗教問題が論じられます。第二部が、インド人の法律家の間での論争に裁定を下すためにマヌの法典が引き合いに出されるのはいかなる条件において可能であったのかを問うとすると、第三部は、インドで実行されていた法的多元主義をロンドンの政府に認めさせるために、東洋学者が行わなければならないかった宗教的正当化の作業を記述しています。一八世紀末のイギリスは、世俗化された国ではなく、カトリックや、さらには非英国教会のプロテスタントでさえも、宗教的少数者はそこで、激しい差別の犠牲者となっていました。国王は英国国教会の頂点にあり、裁判所で運用される法律はキリスト教の教会法でした。イギリス人の東洋学者が「比較宗教学」のプログ

ラムを開始しなければならなかったのは、非キリスト教の法律の運用を妨げる障害を乗り越えるためだったのです。彼らの目的は、イスラム教もヒンズー教もともに一神教であること、すなわちキリスト教の基礎と両立し得る宗教であることを証明することにあります。ところで、比較文学が生まれたのは、宗教の比較研究のこの枠組みにおいてでした。なぜならば、インドの言語とヨーロッパの言語との間の親縁関係の仮説が表明されたのは、ヒンズー教を聖書の宇宙観のなかに位置づけることが可能であるということを示そうと試みることを通じてだったからです。

先に述べてきた部分においてと同様、ここでもこの話の中心人物はウィリアム・ジョーンズであり、彼の仕事は帝国の反省性のすべての経緯を結集しています。彼は実際、イギリスの法廷のために向けられたヒンズー法の膨大な判例集の編纂者であると同時に、自らの翻訳やエッセイを媒介としたヒンズー教の大英帝国への宗教的統合の主たる重要人物でもあり、そしてさらにインド＝ヨーロッパ諸語の親縁関係の発見者でもありました。したがって、哲学的反省性、法的反省性、宗教的反省性、言語的反省性という、帝国の反省性の多様な側面を結びつけるのは、概念的なつながりであり、このことを私はこの著書で明らかにしようと思います。この概念的なつながりによって、社会科学の前史の決定的な一段階を理解することが可能になるでしょう。

う。そのことを私は期待します。そしてこの概念的なつながりは、一九世紀を通じて社会学と人類学を誕生させるに至った、認識論的であると同時に政治的でもある変容を後に理解するための、私の出発点となるでしょう。

謝辞

本稿は科研費（研究課題番号二一〇〇九〇四、「集合意識」から「情動の社会学」へ——デュルケーム社会学の現代的展開）の助成を受けたものである。